

椎名宮千代殿

七月廿八日。能登守護島山義綱、鳳至郡龍門寺に、その籠城の功を賞し田地を寄進す。

【龍門寺文書】 鹿島郡 一三八五

就籠城候、直海村之内寶泉寺領并アセチ分共仁、永代寄附候。向後他國使僧等義、可令馳走候。仍狀如件。

弘治三年七月廿八日 義綱 在判

龍門寺

八月十日。假掲

【石瀨比古神社棟札】 鳳至郡 一三八六

(表)

弘治三年 社人大瀧

奉再勸請石瀨比古神壹座

國郡榮久祈所

荒橋村役人

九郎三郎

(裏)

八月十日

毎年 正月十五日 八幡山於御神殿祭勤之所
三月十五日 丸山村役人 重左衛門
八月十五日 麥生野村役人 國久与平

眞久村役人 万左衛門

法師丸役人 久三郎

徳成村役人 九郎次郎

(この棟札は弘治三年石瀨比古神を再勸請すといひ、

荒橋村役人の名を載す。石瀨比古神社は鳳至郡東村

に鎮座するものなるが、邑傳に東村の古名を荒橋村

と稱したる由いへども確實ならず。康平七年六月の

條参照)

八月廿二日。石川郡白山宮惣長吏澄勝、同宮莊嚴講所新入衆を擧達す。

【白山比咩神社文書】 石川郡 一三八七

白山寺莊嚴講

新入衆事

本坊常勝坊

中納言公奉

右任先例令擧達處之狀如件。

弘治三年八月廿二日

一和尙 御房

惣長吏 印

九月廿八日。能登守護島山義綱、玉藏坊に、その戦功を賞して所領を安堵せしむ。

一三八八

【重藏神社文書】 鳳至郡

籠城中自堪忍、并山田左近助闕落之砌種々馳走、神妙候。

就其梶馬千代知行之義、不可有相違候。猶飯川大炊助

可申候。謹言。

弘治三年 九月廿八日

義綱 在判

玉藏坊

十月廿三日。加賀守護富樫晴泰、石川郡善性寺に、四十万村の地を寄進す。

【善性寺文書】 石川郡 一三八九

四十万村松連寺分之事、本寺松林院雖爲知行、毎年之禮儀數十年無是候間、所詮教勝へ申付候。於後日從本寺、菟角催促被申共、承引有間敷候。仍爲後證如件。

富樫賀加介

弘治三年 十月廿三日 晴 泰 在判

四十万村

善性寺

進之候

(富樫小次郎晴泰が天文五年閏十月十九日代始の祝儀を本願寺證如に贈れることは天文日記に見ゆ。父種泰は越前に流浪して、四年五月二日に歿したるなり。)

【善性寺文書】 一三九〇

まやうぶがたな・長刀候へ共、そこない申候間參候はず候。急候まゝ捨之躰に候。